

郡山市上下水道局委託契約に係る最低制限価格取扱要領

平成21年8月1日制定
令和8年3月31日最終改正
[上下水道局総務課]

(趣旨)

第1条 この要領は、上下水道局（以下「局」という。）が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法により委託契約を締結する場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「最低制限価格」とは、施行令第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、入札に当たって予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低制限価格の基準として設定する価格をいう。

(対象となる入札)

第3条 最低制限価格の設定の対象は、局が発注する委託契約に係る競争入札で、設計金額（郡山市上下水道局契約規程（昭和42年郡山市水道局規程第8号）第41条の2の規定によりその例によることとされる郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）第42条の2第1項に規定する長期継続契約にあっては、その契約期間の執行予定額の総額。）が100万円を超えるものとする。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、個々の契約内容に応じて予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約権者が定める率（以下「設定率」という。）を乗じて得た額により設定するものとする。

2 前項の規定により予定価格に設定率を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(最低制限価格設定の周知)

第6条 契約権者は、第4条の規定により最低制限価格を設定したときは、当該入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格の設定に関する例外)

第7条 契約権者は、過去の執行実績等を検証し最低制限価格の設定が不要と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成21年8月1日から施行する。
- 2 郡山市水道局建築物等維持管理業務委託契約に係る最低制限価格取扱要領（平成21年1月19日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年9月1日から施行し、同日以降に予算執行の手続きをした業務委託に適用する。
（経過措置）
- 2 改正前の郡山市上下水道局委託契約に係る最低制限価格取扱要領に基づく最低制限価格の取扱については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。